

～専門作業療法士への道～

The Road to Specialized Occupational Therapist

一般社団法人 日本作業療法士協会 生涯教育制度

専門作業療法士の認定取得のための手引き

総論

－第 2.0 版－

所属士会：_____

会員番号：_____

氏 名：_____

一般社団法人 日本作業療法士協会
教育部 生涯教育委員会

2013 年（平成 25 年）

専門作業療法士の取得を目指す方へ

作業療法士は、常に最高水準の知識と技術・技能を保つことが社会的に求められています。そのためには、学術的研鑽を積極的、継続的に行い、専門性をより高める努力が極めて重要です。

日本作業療法士協会は、作業療法士の質の向上を目的として平成10年に「生涯教育単位認定制度」を創設しました。その後、第三次長期計画を踏まえ、平成15年に「生涯教育制度」へ改正を行い、同時に「認定作業療法士制度」を創設しました。さらに、平成21年度からは「専門作業療法士制度」を始動することとなりました。

専門作業療法士制度は、認定作業療法士である者のうち、特定の専門作業療法分野において「高度かつ専門的な作業療法実践能力」を有する者を専門作業療法士として認定することとしています。専門作業療法士とは作業療法の中のある分野をより深く知り、その分野における高度な課題解決能力を有する人たちです。つまり、この専門作業療法士は次の3つの役割を果たす能力を満たします。

- (1) 専門作業療法士分野において、高い見識（物事を見通す優れた判断力）と優れた技術力（技術の向上・洗練と新しい技術の開発応用能力）によって卓越した作業療法を実践することができる能力。
- (2) 専門作業療法士分野において、困難な事例に対応できる能力。
- (3) 認定作業療法士のもつ能力を専門作業療法士分野で応用できる能力。すなわちその能力とは、作業療法士の実戦能力を向上させるため教育能力、専門家集団を率いて統率・指導を行う能力、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるために実践の場における研究活動を行う能力。

専門作業療法士制度の目的は、卓越した臨床実践能力をもつ実践者を養成することにより、障害をもつ人々へ良質で、より効果的な作業療法サービスを提供することにより、対象者の生活支援に貢献することです。その為には、スペシャリストである専門作業療法士はジェネラリストとしての認定作業療法士の視点を生かしながら、國民に高品質のサービスを提供するプロフェショナルである必要があります。さらに、國民の健康・障害への意識や医療福祉制度が急激に変化する社会において、作業療法がどのように貢献できるのかを示す重要な役割を担っています。

2013年度、生涯教育制度改定2013の施行において、専門作業療法士制度は、①資格認定において試験を実施すること、②更新制度を導入すること、などの点において制度の拡充を図りました。近年の他学会・団体の資格認定にあたっては、その質の保証や認定方法の公正性等がより求められています。作業療法士という知的専門職集団が取り組む制度としてふさわしい形に整え、良質な作業療法を提供していくことは協会の責務であると考えています。

専門作業療法士の認定取得を目指す会員は、本手引書を協会ホームページ(<http://www.jaot.or.jp/wp/members/shougai/>)よりダウンロードすると同時に内容を熟読し、専門作業療法士取得の流れをご確認ください。

目次

I. 一般社団法人日本作業療法士協会 専門作業療法士制度規程および細則

II. 生涯教育制度の概要と専門作業療法士制度

生涯教育制度の概要

専門作業療法士制度

1. 制度対象者
2. 取得要件
3. 研修実践の内容（カリキュラムの構造と進め方）
4. 臨床実践の内容
5. 研究実践の内容
6. 教育と社会貢献の実践の内容
7. 専門作業療法士資格認定審査
8. 専門作業療法士の認定申請の流れ
9. 認定者の登録および公開
10. 認定証等の発行
11. 専門作業療法士の更新
12. 申請書類の送付先および問合せ先
13. 個人情報保護について
14. その他

I. 日本作業療法士協会 専門作業療法士制度規程および細則

一般社団法人 日本作業療法士協会 専門作業療法士制度規程

平成 20 年 12 月 20 日

平成 25 年 7 月 20 日

(趣 旨)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた専門作業療法士制度（以下、本制度）に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 本制度は、特定の専門分野において優れた実践能力を有する作業療法士を認定することにより、その専門性をもって国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 3 条 一般社団法人日本作業療法士協会専門作業療法士（以下、専門作業療法士）とは、認定作業療法士制度規程第 3 条に定める一般社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士（以下、認定作業療法士）である者のうち、本会が定める特定の専門作業療法士分野において高度且つ専門的な作業療法実践能力を有することを本会が認定した者をいう。

(専門作業療法士分野の表記)

第 4 条 専門作業療法士は、各専門作業療法士分野の名称を（ ）内に用い、専門作業療法士（.....）と表記する。

(本会の役割)

第 5 条 本会は専門作業療法士の養成、社会的地位の向上及びその活動の支援等のために必要な業務を積極的に行う。

2 本制度の整備・改正、専門作業療法士分野の特定、研修内容と要件の設定、その他必要な業務は、教育部（生涯教育委員会）がこれを行う。

3 専門作業療法士の認定審査、その他認定に必要な業務は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。

(本制度の整備・改正)

第 6 条 本制度の整備・改正は、教育部（生涯教育委員会）が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。

2 教育部（生涯教育委員会）は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容

を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(専門作業療法士分野の特定)

第 7 条 専門作業療法士分野とは、特に高い見識と優れた技術力、応用力が要求される独立した専門分野として、本制度のために本会が認めたものをいう。

2 専門作業療法士分野の特定は、本会理事会の議決を経て行う。

(認定の要件)

第 8 条 専門作業療法士の認定要件は、専門作業療法士制度規程細則に定める。

(認定の手続)

第 9 条 専門作業療法士認定の手続は、認定作業療法士が専門作業療法士制度規程細則に定める申請書類を理事会が定める審査料と共に本会事務局に送付することによって始まる。

2 書類審査は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。

3 認定においては、教育部（教育関連審査委員会）が行う資格認定審査試験の結果に基づき、理事会の議決による承認を受けなければならない。

4 本会は認定を受けた者に認定証等を交付する。

(情報公開)

第 10 条 本会は、専門作業療法士が国民の保健・医療・福祉の向上に資する認定資格であるという公益性に鑑み、専門作業療法士の氏名、会員番号、認定番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設名等を公開する。

2 公開する範囲は、本会会員名簿、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

(有効期間)

第 11 条 専門作業療法士の有効期間は、理事会承認のあった月の 1 日を起算日として 5 年間とする。

2 専門作業療法士は、有効期間内に認定更新審査を受けなければならない。

(認定資格の取り消し)

第 12 条 本会は、専門作業療法士が次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消す。

- (1) 本会定款第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定により、本会会員の資格を喪失したとき。
- (2) 専門作業療法士の資格を自ら辞退したとき。
- (3) 都道府県作業療法士会を退会したとき。
- (4) 申請書類に虚偽があったとき。

- (5) 会員の処分の種類に関する規程に定められた処分を受けたとき。
- (6) その他、本会理事会において専門作業療法士として適格でないと判断されたとき。

(規程の変更)

第 13 条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

附則

- 1 この規程は、平成 20 年 12 月 20 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 7 月 20 日より、一部改定し、施行する。

一般社団法人 日本作業療法士協会 専門作業療法士制度規程細則

平成 20 年 12 月 20 日

平成 25 年 7 月 20 日

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本作業療法協会専門作業療法士制度規程（以下、規程）の施行にあたり、必要な事項を定める。

(認定要件)

第 2 条 認定要件は次の通りとする。

- (1) 本会の認定作業療法士であること
- (2) 専門分野ごとに定める専門作業療法士の資格認定審査に合格していること

(申請書類)

第 3 条 認定に必要な申請書類は次のとおりとする。

- (1) 専門作業療法士資格認定審査申請書
- (2) 作業療法士免許証の写し
- (3) 認定作業療法士認定証の写し
- (4) 本会の当該年度会員証の写し
- (5) 生涯教育制度手帳
- (6) 所属する都道府県作業療法士会における会員歴証明書
- (7) 返信用封筒
- (8) その他

(細則の変更)

第 4 条 この細則は、理事会の決議によって変更できる。

附則

- 1 この細則は、平成 20 年 12 月 20 日より施行する。
- 2 この細則は、平成 25 年 7 月 20 日より、一部改定施行する。

II. 生涯教育制度の概要と専門作業療法士制度

【生涯教育制度の概要】

生涯教育制度は作業療法士の継続的な自己研鑽を支援するための「生涯教育基礎研修」と、作業療法の臨床実践、教育、研究および管理運営に関する一定の能力を習得するための「認定作業療法士制度」、さらに高度かつ専門的な作業療法実践能力を取得するための「専門作業療法制度」から構成されています（図1参照）。

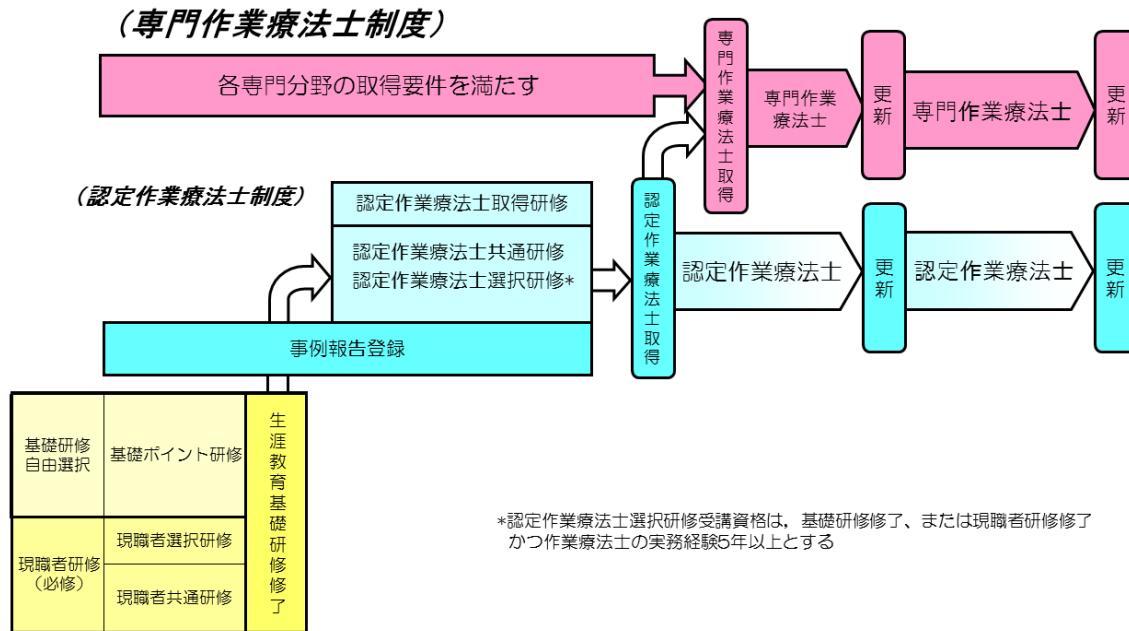


図1 生涯教育制度2013の構造(一部加筆)

【専門作業療法士制度】

専門作業療法士制度における専門作業療法士取得の流れは、図2に示すとおりです。

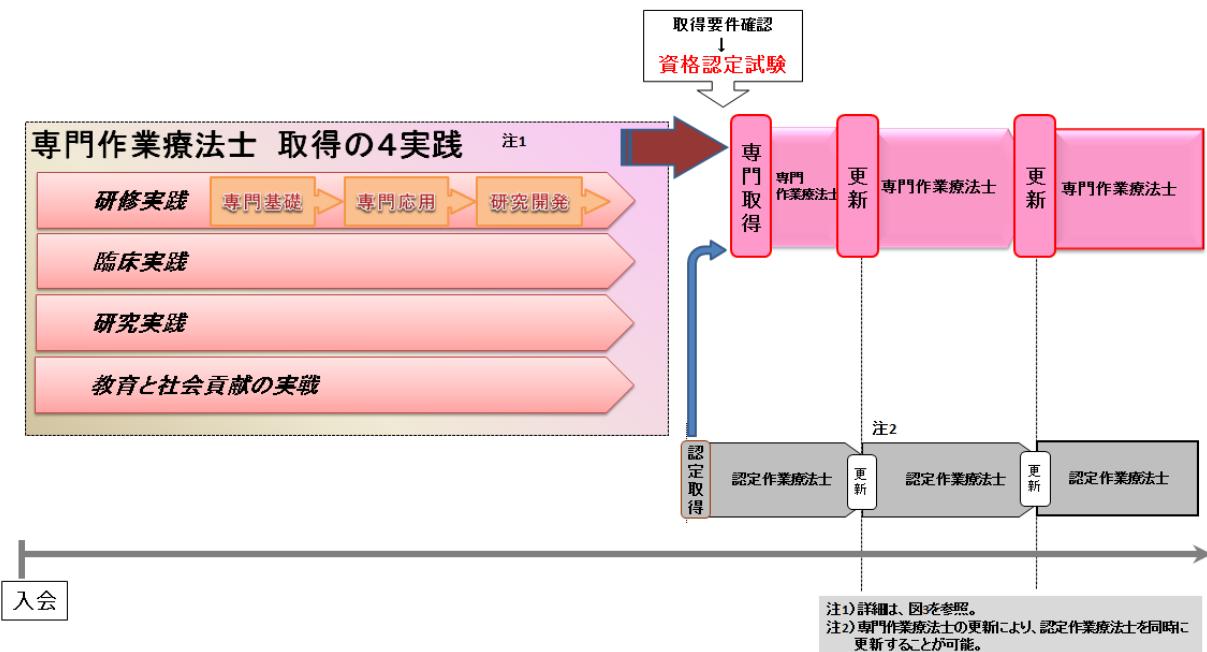


図2 専門作業療法士制度

専門作業療法士取得要件を満たすための4実践については、以下で説明する。

1. 専門作業療法士制度対象者

日本作業療法士協会会員であること。

入会と同時に4実践に取り組むことができます。ただし、各専門分野における取得要件を確認しながら進めていきます。

2. 取得要件

専門作業療法士を取得するための要件は、次の通りです。

- 1) 認定作業療法士を取得していること。
- 2) 4実践を修了または満たすこと。

4実践とは、研修実践、臨床実践、研究実践、教育と社会貢献の4つであり、それぞれ専門単位数を設定しています。具体的な内容と専門単位数は図3のとおりであり、4つの実践の詳細は次項に示します。

- 3) 専門作業療法士資格認定試験に合格すること。

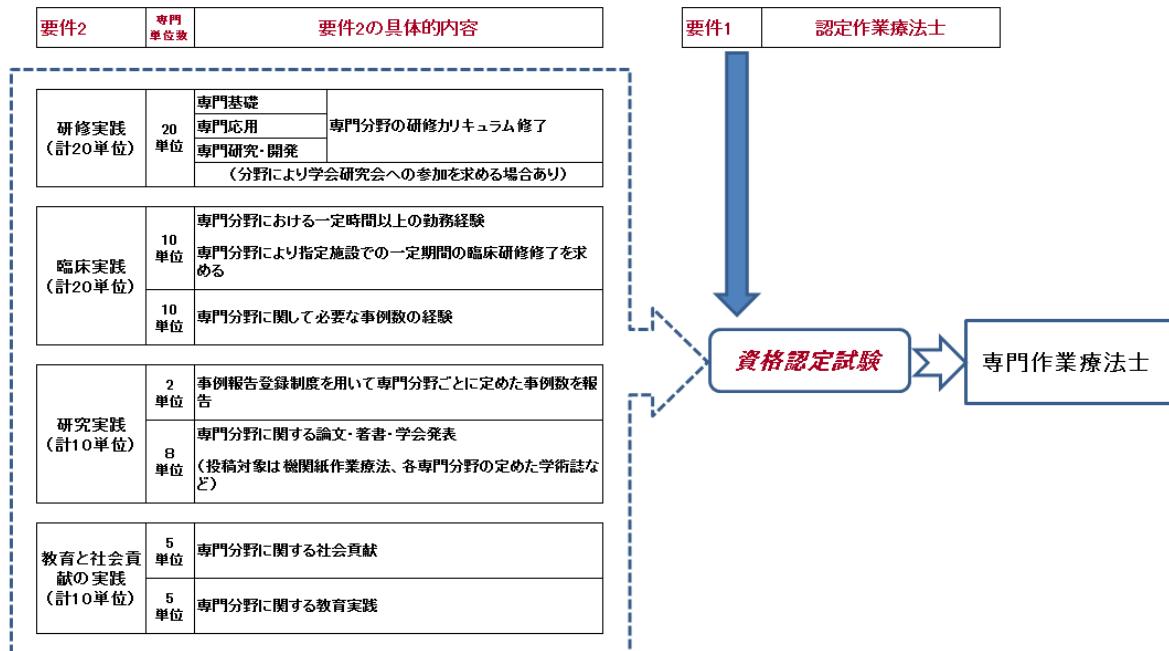


図3 専門作業療法士取得要件にかかる専門単位数（最低単位数を示す）

3. 研修実践の内容：構造と進め方

研修実践では、専門分野ごとにカリキュラムが定められ、「専門基礎」研修、「専門応用」研修、「専門研究・開発」の3つの段階にわけられます。「専門基礎」研修では、各分野に応じた対象者に対して適切な評価・治療を実施できることを習得します。「専門応用」研修では、特殊な事例（困難事例や少数事例）にも対応できる能力や後輩の育成・指導ができる能力を習得します。さらに、「専門研究・開発」

では、専門分野における研究・開発に携わり、その結果を広く伝達する能力を習得します。3つの段階は、専門基礎→専門応用→専門研究・開発と進む場合や専門基礎が修了後、専門応用と専門研究・開発を並行して進む場合があります(図4参照)。上位の段階を受講するために、進級要件が設定されている専門分野もあります。

研修実践には次の3つの方法があります。

- 1) (社) 日本作業療法士協会主催の研修
- 2) Special Interest Group (SIG) と協会が協力して開催する研修
- 3) 大学院教育

研修会へ参加することで、専門単位を修得することになります。

また、専門分野によっては指定の学会・研修会への参加を求める場合もあります。

専門単位の修得が可能な大学院は、協会ホームページをご参照ください(<http://www.jaot.or.jp/wp/members/shougai/>)。

「専門基礎」研修、「専門応用」研修、「専門研究・開発」の各段階で開催される研修会への参加や学会等への参加は、生涯教育制度基礎研修ポイントにもカウントされます。

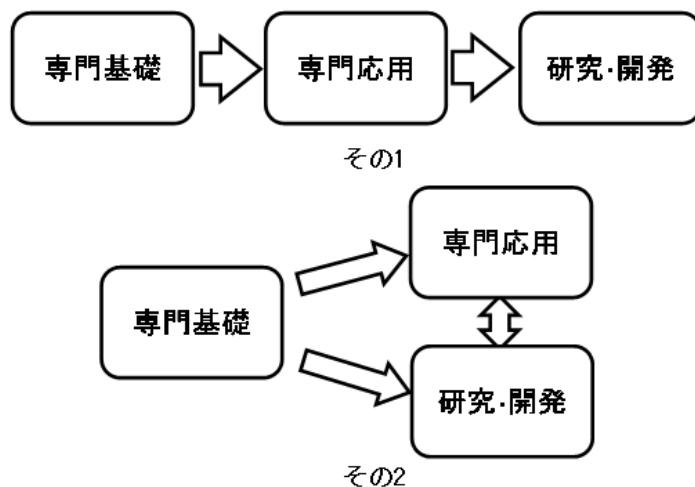


図4 研修実践の進み方

4. 臨床実践の内容

臨床実践では、最終的に専門分野での十分な事例数を経験しているか、またその専門分野で十分な勤務経験があるかを確認します。すなわち、各専門分野での高度な臨床実践能力を量的に確認します。このために専門分野ごとに必要な事例の種別と数、また一定時間以上の勤務経験が定められています。

認定申請の際に、事例数と勤務経験を報告していただきますので、協会入会後自己管理にて記録を残しておいてください。

5. 研究実践の内容

研究実践では、専門分野での高度な臨床実践の成果をまとめた論文、著書、学会発表の実績を確認します。すなわち、各専門分野での高度な臨床実践能力を質的に

確認します。論文は、機関誌「作業療法」をはじめ、専門分野ごとに対象となるジャーナルを規定してありますので確認が必要です。同様に、学会発表も協会主催学会、士会学会に加え、専門分野により対象となる学会が規定されています。

また、「事例報告登録制度」を用いた数例の事例報告も要件として設定されています。

6. 教育と社会貢献の実践

専門作業療法士として認定をうけるものは、後輩育成のための教育実践や専門分野にかかる社会貢献を実践している必要があります。教育実践は、研修会等での講師、シンポジスト、専門作業療法士のための臨床研修の指導などが該当します。同じく社会貢献は、論文査読、学会・研修会の運営、自治体事業への参画、ボランティア協力など、専門分野にかかる社会的貢献が該当します。

他の3つの実践を進めながら、同時に専門分野ごとに規定した教育と社会貢献も積み重ねていきます。

7. 専門作業療法士資格認定審査

専門作業療法士資格認定審査には、書類審査と資格認定試験があります。書類審査では、申請する専門作業療法士分野の取得要件1,2を確認します。書類審査に合格すると、専門作業療法士資格認定試験を受験することができます。資格認定試験に合格することにより、専門作業療法士の資格を得ることができます。

8. 専門作業療法士の認定申請審査の流れ

専門分野の取得要件1,2を満たした会員は、専門作業療法士の資格認定審査を協会事務局へ申請（受験申請）します。申請された書類は、教育部教育関連審査委員会にて審議され承認されれば、専門作業療法士資格認定試験が受けられます。試験に合格した会員は理事会の承認を経て、専門作業療法士として認定されます。認定された会員には、専門作業療法士認定証が発送されます（図5参照）。

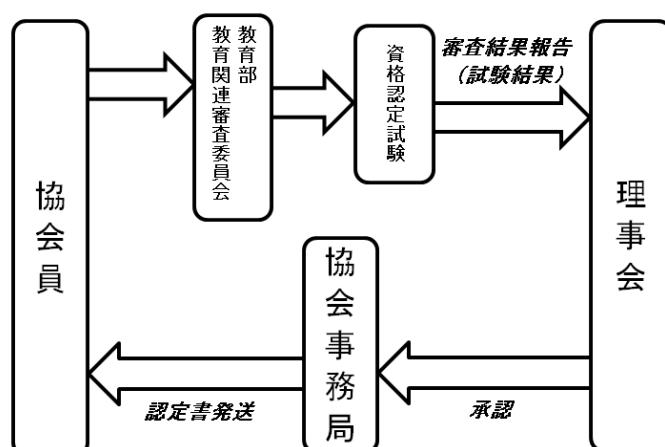


図5 資格認定の流れ

9. 認定者の登録および公開

専門作業療法士を取得した会員は、専門作業療法士登録台帳に表1に掲げる情報が登録されます。登録された情報に変更があった場合には、速やかに（社）日本作業療法士協会事務局へ連絡して下さい（専門作業療法士に関する重要な連絡をお送りする場合がありますのでご注意ください）。

専門作業療法士を取得した会員は、氏名、会員番号、認定番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設名を公開します。これらの情報は、本会会員名簿、協会ホームページ、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、その他本会が必要と認める範囲で開示します。

表1 専門作業療法士 登録情報の内容

登録内容	
①会員番号	
②氏名	
③所属士会名	
④所属施設名	
⑤専門分野	
⑥登録年月日	
⑦認定作業療法士有効期限	

10. 認定証等の発行

専門作業療法士を取得された会員は、協会より専門作業療法士の認定証等を発行します。なお、認定日は認定申請月の1日とします。

11. 専門作業療法士の更新継続

専門作業療法士の更新は専門作業療法士取得後5年間で以下の要件を満たすことによって更新することができます。

①生涯教育基礎研修ポイント 25 ポイント以上

②専門作業療法士新規取得要件（各分野）の研究実践と教育と社会貢献の実践をあわせて 15 専門単位以上

専門作業療法士の更新によって、認定作業療法士の更新を同時に行うことが可能です。

12. 申請書類の送付先・問合せ先

〒111-0042

東京都台東区寿1-5-9 盛光伸光ビル

一般社団法人 日本作業療法士協会 事務局

TEL : 03-5826-7871 FAX : 03-5826-7872

E-Mail : syougaikyouiku@yahoo.co.jp

※ 申請の場合は、封書に「専門作業療法士申請書類在中」と朱書きすること。

※ 90円切手を貼付した返信用封筒定形長形3号を同封すること。

13. 個人情報保護について

一般社団法人日本作業療法士協会の「会員情報システム 個人情報保護ポリシー」に準ずる。